

Ⅲ 乳児家庭全戸訪問事業

1. 実施の有無（平成24年7月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村は、全国1,742市区町村のうち、1,639か所（94.1%）であり、前年度と比較すると1.8ポイントの増加であった。

表Ⅲ－1 都道府県ごとの乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（平成24年7月1日現在）

	市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)			市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	
		実施市区町村数	実施率			実施市区町村数	実施率
北海道	179	164	91.6%	滋賀県	19	18	94.7%
青森県	40	31	77.5%	京都府	26	24	92.3%
岩手県	33	32	97.0%	大阪府	43	43	100.0%
宮城県	35	35	100.0%	兵庫県	41	41	100.0%
秋田県	25	23	92.0%	奈良県	39	38	97.4%
山形県	35	35	100.0%	和歌山県	30	29	96.7%
福島県	59	52	88.1%	鳥取県	19	19	100.0%
茨城県	44	44	100.0%	島根県	19	19	100.0%
栃木県	26	26	100.0%	岡山県	27	27	100.0%
群馬県	35	32	91.4%	広島県	23	23	100.0%
埼玉県	63	61	96.8%	山口県	19	19	100.0%
千葉県	54	46	85.2%	徳島県	24	24	100.0%
東京都	62	53	85.5%	香川県	17	17	100.0%
神奈川県	33	33	100.0%	愛媛県	20	19	95.0%
新潟県	30	30	100.0%	高知県	34	22	64.7%
富山県	15	15	100.0%	福岡県	60	60	100.0%
石川県	19	19	100.0%	佐賀県	20	20	100.0%
福井県	17	17	100.0%	長崎県	21	21	100.0%
山梨県	27	27	100.0%	熊本県	45	42	93.3%
長野県	77	67	87.0%	大分県	18	17	94.4%
岐阜県	42	42	100.0%	宮崎県	26	23	88.5%
静岡県	35	35	100.0%	鹿児島県	43	32	74.4%
愛知県	54	53	98.1%	沖縄県	41	41	100.0%
三重県	29	29	100.0%	全国計	1,742	1,639	94.1%
				平成23年7月1日	1,747	1,613	92.3%

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

2. 未実施の状況（平成 24 年 7 月 1 日現在）

(1) 実施していない理由

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない 103 か所の市区町村における実施していない理由（複数回答）は、「母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である」（68.9%）が最も多く、次いで、「乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している」（43.7%）、「訪問者が足りない」（18.4%）であった。

表Ⅲ－2 乳児家庭全戸訪問事業を実施していない理由（複数回答）（平成 24 年 7 月 1 日現在）

区分	市区町村数	比率
母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である	71	68.9%
乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している	45	43.7%
訪問者が足りない	19	18.4%
その他	14	13.6%
対象者(家庭)が少ない	11	10.7%
予算が足りない	8	7.8%
対象者(家庭)がいない	2	1.9%
事業の実施方法がわからない	2	1.9%
無回答	2	1.9%

(2) 今後の予定

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない市区町村の今後の予定は、81 か所で実施の予定がなく、残りの 22 か所は、「平成 24 年 7 月 2 日以降に実施」あるいは「平成 25 年度に実施予定」であった。

表Ⅲ－3 乳児家庭全戸訪問事業の今後の予定（平成 24 年 7 月 1 日現在）

区分	市区町村数	比率
平成24年7月2日以降に実施した	7	6.8%
平成25年度に実施予定	15	14.6%
実施予定はない	81	78.6%
合計	103	100.0%

3. 平成 23 年度乳児家庭全戸訪問事業実施状況^(*)

(1) 生後 4 か月までの全ての乳児のいる家庭を対象としているかどうか

生後 4 か月までの全ての乳児のいる家庭を対象としている市区町村は 1581 か所 (98.1%) であった。

表Ⅲ－4 乳児家庭全戸訪問事業の対象を生後 4 か月までの全ての乳児のいる家庭としているか

区分	市区町村数	比率
対象している	1581	98.1%
対象としていない	31	1.9%
合計	1612	100.0%

(2) 乳児家庭全戸訪問事業を全ての家庭をしていない理由 (複数回答)

乳児家庭全戸訪問事業を全ての家庭をしていない理由について、「母子保健法の事業でカバーできる」が 45.2% であった。

表Ⅲ－5 乳児家庭全戸訪問事業を全ての家庭をしていない理由 (複数回答)

区分	市区町村数	比率
母子保健法の事業でカバーできる	14	45.2%
その他	12	38.7%
予防接種等の他の手段で生後 4 か月までに確認できる	7	22.6%
訪問者が足りない	5	16.1%
予算が足りない	2	6.5%

(*) 平成 23 年度の実績については、対象家庭がないなどの理由により、平成 23 年度に訪問実績が無かった市町村を除いて集計した数値を掲載している。

(3) 訪問実績

① 訪問した家庭

平成 23 年度に乳児家庭全戸訪問事業で、対象家庭に対し全て訪問できた市区町村は 451 か所 (28.0%) であった。対象家庭に対する訪問率は、全国で 90.1% であり、都道府県別でみると、最も高い都道府県は 97.1%、最も低い都道府県は 77.3% であった。

新生児訪問と併せて実施^{*}した市区町村は、1,322 か所 (82.0%) であった。

表Ⅲ－6 平成 23 年度の乳児家庭全戸訪問事業の対象者（家庭）への訪問の有無

区分	市区町村数	比率
対象者(家庭)の全てを訪問した	451	28.0%
対象者(家庭)の全てを訪問しなかった	1161	72.0%
合計	1612	100.0%

表Ⅲ－7 平成 23 年度の乳児家庭全戸訪問事業の訪問率

区分		比率
全 国		90.1%
都 道 府	最大	97.1%
	最小	77.3%

表Ⅲ－8 平成 23 年度に乳児家庭全戸訪問事業と新生児訪問と併せて実施した数^(*)

区分	市区町村数	比率
新生児訪問指導と併せて実施していない	290	18.0%
新生児訪問指導と併せて実施した	1322	82.0%
合計	1612	100.0%

^(*)母子保健法第 11 条に基づく訪問と併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。
(児童福祉法第 21 条の 10 の 2 第 2 項)

② 訪問できなかった家庭

ア) 訪問できなかった理由

平成 23 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象とするものの訪問できなかった理由（複数回答）としては、「里帰り等で生後 4 か月を迎えるまでに当該市町村の住居に子がいなかった」（73.9%）が最も多く、次いで「訪問の同意が得られなかった」（65.4%）、「転居していた」（51.5%）、「訪問していたが、不在であった」（44.2%）であった。「その他」（42.8%）であった。

表Ⅲ－9 平成 23 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象であったが訪問できなかった理由（複数回答）

区分	市区町村数	比率
里帰り等で生後4か月を迎えるまで当該市町村の住居に子がいなかった	858	73.9%
訪問の同意が得られなかった	759	65.4%
転居していた	598	51.5%
訪問したが、不在であった	513	44.2%
その他	497	42.8%
既に家庭状況の把握ができていた	315	27.1%

イ) 訪問できなかった家庭の状況把握

平成 23 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象であったものの訪問できなかった家庭に対し、97.1%の市区町村で何らかの状況把握を行っていた。状況把握の機会としては、「乳児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時」（88.2%）が多く、次いで「電話」（84.3%）であった。

表Ⅲ－10 平成 23 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象であったが訪問できなかった家庭に対する状況把握

区分	市区町村数	比率	
把握していない	34	2.9%	
把握している	1127	97.1%	
（複数回答）	電話	950	84.3%
	乳児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時	994	88.2%
	医療機関からの情報提供	436	38.7%
	近隣住民からの情報提供	134	11.9%
	里帰り出産した自治体からの情報提供	519	46.1%
	その他	218	19.3%
合計	1161	100.0%	

(4) 支援が必要とされた家庭

平成 23 年度に乳児家庭全戸訪問事業で実際に訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭の比率は 11.1%であった。

何らかの支援が必要とされた家庭へのその後の対応で主たるもの（複数回答）は、「保健師の訪問」で対応した市区町村が多かった（85.6%）。訪問した家庭のうち、「養育支援訪問事業で対応した家庭」の比率は 20.9%であり、「要保護児童対策地域協議会で対応した家庭」の比率は 3.8%であった。

表Ⅲ－１１ 平成 23 年度に乳児家庭全戸訪問事業で訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭

区分	比率
何らかの支援が必要とされた家庭	11.1%
養育支援訪問事業で対応した家庭	20.9%
要保護児童対策地域協議会で対応した家庭	3.8%

表Ⅲ－１２ 平成 23 年度に乳児家庭全戸訪問事業で訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭に対する主たる対応（複数回答）

区分	市区町村数	比率
保健師の訪問	1140	85.6%
養育支援訪問事業	660	49.6%
要保護児童対策地域協議会で支援	413	31.0%
その他	340	25.5%
自治体独自の子育て支援事業	302	22.7%
地域子育て支援拠点事業	232	17.4%
ファミリー・サポート・センター事業	200	15.0%
障害者自立支援法での事業	94	7.1%
家庭的保育事業	32	2.4%

(5) 里帰り出産

① 里帰り出産について把握する仕組みの有無（平成23年度）

里帰り出産について「把握する仕組みがあった」市区町村は1221か所(75.7%)であった。

表Ⅲ－13 里帰り出産について把握する仕組みの有無（平成23年度）

区分	市区町村数	比率
仕組みがあった	1221	75.7%
仕組みがなかった	391	24.3%
合計	1612	100.0%

② 乳児家庭全戸訪問事業の対象期間の間に里帰り出産の把握の有無

里帰り出産の「把握をした」市区町村は1117か所(69.3%)であった。

表Ⅲ－14 乳児家庭全戸訪問事業の対象期間の間に里帰り出産の把握の有無（平成23年度）

区分	市区町村数	比率
把握した	1117	69.3%
把握していない	495	30.7%
合計	1612	100.0%

③ 里帰りの把握をした場合の対応

里帰りを把握した場合の市区町村の対応について、「里帰り先から戻ってきてから訪問」が846か所(50.2%)あり、次いで「里帰り先に訪問を依頼」が454か所(27.0%)であった。

表Ⅲ－15 里帰りの把握をした場合の対応

区分	市町村数	比率
里帰り先から戻ってきてから訪問	846	50.2%
里帰り先に訪問を依頼	454	27.0%
里帰り先に訪問を依頼し、里帰り先から戻ってきても訪問	237	14.1%
対応していない	147	8.7%

(5) 他自治体の住民への実施有無（平成 23 年度）

他自治体の住民へ乳児家庭全戸訪問事業を実施したかどうかについて、「訪問した」市区町村は 937 か所（58.1%）であった。

表Ⅲ－16 他自治体の住民への実施有無（平成 23 年度）

区分	市区町村数	比率
訪問した	937	58.1%
訪問していない	675	41.9%
合計	1612	100.0%

(6) 実施した場合の訪問依頼の経路（他自治体住民対応）

他自治体の住民へ乳児家庭全戸訪問事業を実施した場合、市区町村への訪問依頼の経路は、「居住元の自治体からの依頼」が 521 か所（41.6%）と最も多く、次いで「居住元の自治体からの依頼、かつ保護者自らの依頼」が 328 か所（26.2%）であった。

表Ⅲ－17 実施した場合の訪問依頼の経路（他自治体住民対応）

区分	市町村数	比率
居住元の自治体からの依頼	521	41.6%
保護者自らの依頼	289	23.1%
居住もとの自治体からの依頼、かつ保護者自らの依頼	328	26.2%
その他	113	9.0%